### <自治体関係者向け>

問143. 避難を余儀なくされた市町村の移転費用や住民避難に要した経費、県外等に避難した住民への行政サービス提供のための追加的経費、がれき処理、火葬場作業等の人件費等については、賠償の対象となるのか。

# (答)

- 1. 中間指針においては、地方公共団体等が所有する財物及び地方公共団体等が民間事業者と同様の立場で行う事業に関する損害については、この中間指針で示された事業者等に関する基準に照らし、相当因果関係が認められる限り賠償の対象となるとともに、それ以外の損害についても、個別具体的な事情に応じて賠償すべき損害と認められることがあり得るものとされています。
- 2. ご指摘の費用等については、相当因果関係の有無に加えて、 地方公共団体等の本来業務に含まれるか否かといった事情等 により賠償対象となるか否かが異なるものと考えられ、個別 具体的な事情に応じては、賠償すべき損害と認められること もあり得ると思われます。

問144. 避難指示等区域外でも比較的放射線量が高い地域に おいて、市町村独自で放射線モニタリングや住民の健康調査 を行う経費は賠償の対象となるのか。

#### (答)

- 1. 中間指針においては、地方公共団体等が所有する財物及び地方公共団体等が民間事業者と同様の立場で行う事業に関する損害については、この中間指針で示された事業者等に関する基準に照らし、本件事故との相当因果関係が認められる限り、賠償の対象となるとともに、それ以外の損害についても、個別具体的な事情に応じて賠償すべき損害と認められることがあり得るものとされています。
- 2. 中間指針では、避難指示等区域外における検査費用は、政府指示等や風評被害に関するものを除き、賠償対象とされていませんが、ご指摘の費用等については、本件事故との相当因果関係の有無に加えて、地方公共団体等の本来業務に含まれるか否かといった事情等により賠償対象となるか否かが異なるものと考えられ、個別具体的な事情によっては、賠償すべき損害と認められることもあり得ると思われます。

問145. 自治体が運営・管理している公共施設・公有財産についても、風評被害による売上減は賠償対象になるのか。

#### (答)

- 1. 中間指針においては、地方公共団体等が所有する財物及び地方公共団体等が民間事業者と同様の立場で行う事業に関する損害については、この中間指針で示された事業者等に関する基準に照らし、本件事故との相当因果関係が認められる限り、賠償の対象となるものとされています。
- 2. 自治体が運営・管理している公共施設・公有財産における 風評被害による売上減については、利用者が支払う金額が無 料又はそれと同視できるといった特段の事情がない限り、民 間事業者と同様の立場で行う事業に該当し得るものと考えら れ、中間指針第7の4で示された事項にしたがい、本件事故 との相当因果関係が認められる限り、賠償すべき損害と認め られます。

問146. 避難等に伴い住民の県外移住・定着により、被災市 町村での人口が減少した場合、住民税の減少は賠償対象にな るのか。

## (答)

- 1. 中間指針においては、地方公共団体等の税収の減少については、
  - ①法律・条例に基づいて権力的に賦課、徴収されるという公 法的な特殊性がある上、いわば税収に関する期待権が損なわ れたにとどまることから、地方公共団体等が所有する財物及 び地方公共団体等が民間事業者と同様の立場で行う事業に 関する損害等と同視することはできないこと
  - ②地方公共団体等が現に有する租税債権が本件事故により直接消滅することはなく、租税債務者である住民や事業者等が本件事故による損害賠償金を受け取れば原則としてそこに担税力が発生すること

等にかんがみ、特段の事情がある場合を除き、賠償すべき損害とは認められないとされています。

2. したがって、避難等に伴い住民の県外移住・定着により、 被災市町村での人口が減少した場合の住民税の減少分も、特 段の事情がある場合を除いては、賠償すべき損害とは認めら れません。